

事故発生・再発防止のための指針

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会

1 基本的な考え方

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、社協が提供する介護サービス及び障害福祉サービス（以下、「介護サービス等」という。）の利用者の尊厳を守り生活の質を高めるため、安心して介護サービス等が利用できる環境を整備し、組織全体で事故発生防止に取り組む。

また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう従事者への研修を実施すると共に、利用者とその家族にも事故対応への理解と納得が得られるよう努める。

2 事故の定義

本指針で扱う事故とは、社協が提供する介護サービス等の利用者の身体・所有物に実害が生じたもの、あるいは実害が生じる可能性があったものとする。

また、可能性を含めて利用者に実害が生じていないもの、介護サービス等の提供者（社協）のみに生じるものは、本指針の対象となる事故とはせず別に定める対応によるものとする。

3 事故発生防止体制

介護サービス等提供中の事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対しては最善の対応が確実かつ速やかに行われるよう、介護保険事業所等経営会議（以下、「経営会議」という。）を中心として関連部署が連携し、必要な仕組みを構築する。

(1) 安全対策責任者

経営会議を主宰する介護保険担当事務局次長は、事故発生・再発防止の全体の取組みを統括する安全対策責任者となり、適宜必要な措置を行う。

(2) 現場責任者

経営会議を構成する各事業管理者は、介護サービス等の現場責任者であることを自覚し、常に最善のサービスが提供できるよう事業所を統括する。

(3) 事故発生防止の取組み

事故発生・再発防止のため、経営会議において定期的に議題として取り上げ、常に事故発生の未然防止、再発防止等への意識を保持する。

また、事故発生等緊急的な対応が必要な時は、安全対策責任者は随時経営会議を開催して必要な措置を講ずる。

4 事例報告の管理と活用

事故発生の未然防止のため、事故発生事例報告（事故状況報告書）及び事故寸前事例報告（ヒヤリハット報告書）の様式を規定し、一元的に収集・管理・分析することで数値データや事例として発生状況を把握する仕組みを構築する。

また、事例報告が活性化するよう、報告の重要性が各事業所全体に浸透する工夫を併せて行うものとするが、この目的は事故等について介護サービス等に関わる職員全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、関係職員の叱責や懲罰を目的とするものでないことに留意する。

5 事例分析と再発防止策

経営会議は、以下の内容に留意して事例報告を分析し、事故発生防止の為の再発防止策（改善策）を検討する。

(1) 報告手順の確立

職員からの事例報告が一元的に収集できる手順を確立し、関係職員は該当事例の発生ごとにその状況、背景等を規定様式に記録し報告する。

(2) 事故要因の分析

事例の分析に際しては、発生時の状況等の分析により発生原因や結果等を取りまとめ、再発防止策を検討する。

(3) 再発防止策の周知徹底

報告された事例及び再発防止策を含む分析結果を、介護サービス等に関わる職員全員に周知徹底する。

(4) 再発防止策の評価

再発防止策を講じた後、その効果について検証・評価を行う。

6 職員研修

事故発生防止のため、介護サービス等に関わる職員を対象とした研修を毎年度計画的に企画実施し、実施内容（資料を含む）及び出席者の記録、評価を保管する。

(1) 研修等の区分

経営会議が実施する研修等は、以下の区分に分けて実施する。

ア 定期研修等 年1回以上実施する。

イ 新任者研修等 新規採用後早期に実施する。

ウ その他研修等 経営会議が必要と判断した時に随時実施する。

(2) 外部・合同研修の活用

研修等の企画に際しては、行政や兵庫県社会福祉協議会、事業者団体等が主催する外部研修への参加、あるいは地域の事業者団体等と連携した合同研修の実施も、多職種の学び合いの機会として有用であることから、積極的にこれを取り入れる。

7 事故発生時の対応

事故が発生した時は、定められた手順に従い以下の内容を確実かつ速やかに対応する。

(1) 当該利用者及び家族への対応

当該利用者の状況及び事故発生場所の状況を判断し、当該利用者の身体の安全確保を最優先として行動すると共に、事業管理者、関係機関・部署及び家族等に速やかに連絡して必要な措置を講ずる。

なお、身体の状況により医療機関への受診が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

(2) 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は事故発生事例報告（事故状況報告書）で速やかに報告する。

(3) 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、担当ケアマネジャー等の関係者に事故状況等

を報告する。

(4) 保険者への報告

保険者である丹波市への報告対象となる事故の場合は、速やかに定められた様式で報告する。

(5) 損害賠償

事故状況により損害賠償等の必要が生じた場合は、社協が加入する損害賠償保険により対応する。

8 事故対応等に係る苦情解決方法

介護サービス等の利用者又は家族等からの苦情は、社協の福祉サービスに関する苦情解決規程に基づき、誠実かつ適切に対応する。

9 指針の閲覧・周知

本指針は、利用者及び家族がいつでも事業所で閲覧できるものとする。併せてホームページ上でも公表する。

附則

この指針は、令和8年4月1日より施行する。